

(平成25年12月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

私は、申立期間当時、A市の美容室に住み込みで見習をしていたが、住民票は実家のあるB市に置いたままにしており、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和50年6月26日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号であることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続きは同時期に行われたことが推認できることから、当該加入手続き時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認される時点において実施されていた第2回特例納付により、申立人の父は6か月間、申立人の母は3か月間の保険料を納付していることが確認でき、当時、短期間の保険料であっても未納の解消に努めていた状況がうかがえるほか、共に国民年金の加入期間に保険料の未納は無く、保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立人も申立期間の保険料以外に未納は無く、申立期間は6か月と短期間であることを踏まえると、申立人の両親が申立期間の保険料を納付したと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月28日

私は、平成16年9月から20年3月までA社に勤務したが、この間、支給された賞与のうち、18年8月28日支給の標準賞与記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行預金通帳の写し及びA社の破産管財人から提出された申立人に係る貸金台帳から、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在が不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、平成2年10月から3年9月までは16万円、同年10月から4年1月までは17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から4年2月29日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年10月1日から4年2月29日までの標準報酬月額が訂正されているが、当初記録されていた標準報酬月額が正しいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成2年10月から3年9月までは16万円、同年10月から4年1月までは17万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年2月29日）の後の同年4月30日付けで、3年1月1日から4年2月29日までの標準報酬月額を遡及して8万円に引き下げ、さらに、同年7月9日付けで、2年10月1日から3年1月1日までの標準報酬月額を遡及して13万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の元同僚5人の標準報酬月額は、申立人と同様に平成4年7月9日において遡及して引き下げられていることが確認できる上、元事業主及び元同僚1人の標準報酬月額も4年4月30日付けで遡及して引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年10月から3年9月までは16万円、同年10月から4年1月までは17万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は4万2,000円、申立期間②は13万円、申立期間③は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月10日

私は、平成17年4月10日、同年8月10日及び同年12月10日にA社から賞与を支給されたが、その賞与についての標準賞与額の年金記録が無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたB厚生年金基金から提出された申立人に係る記録(異動記録マスタ+賞与異動記録マスター一覧)により、申立期間①、②及び③において、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、C市から提出された申立人に係る所得照会回答書の平成17年の社会保険料控除額は、同年のオンライン記録の標準報酬月額から算出される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①、②及び③に係る標準賞与額についての年金記録が欠落している複数の元同僚が所持している賞与明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても同様に当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、上記の基金の記録及び同僚の賞与明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は4万2,000円、申立期間②は13万円、申立期間③は8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①、②及び③において、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の元同僚も、その所持する賞与明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月21日から同年12月21日まで

私は、申立期間当時、A社B店に勤務していたが、年金記録では申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。同店は、申立期間の頃に名称がC店に変更されたことはあったが、住所、建屋、在籍者、給料はそのままであったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び元同僚3人の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と一緒に勤務していた上記とは別の元同僚1人は給料明細書を所持しており、当該給料明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、オンライン記録によれば、申立人が申立期間直後に厚生年金保険の被保険者となっているA社C店は、昭和43年12月21日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、前述の証言した元同僚3人は、同年12月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に同社C店において被保険者資格を取得していることから、上記元同僚と一緒に

勤務していた申立人も同様に、同社C店において被保険者資格を取得するまでは、同社において引き続き被保険者資格を有していたと考えることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年10月の社会保険事務所（当時）の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 5 日から 40 年 12 月 30 日まで
② 昭和 40 年 12 月 30 日から 41 年 4 月 1 日まで

私がA社B工場に勤務していた昭和34年1月5日から41年3月末日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間①は脱退手当金が支給された記録となっており、申立期間②は被保険者期間となっていない。私は、申立期間①の脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間②に同社に勤務していたので、調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2年6か月後の昭和43年6月11日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間①の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は支給決定日（昭和43年6月11日）の約2年4か月前の41年2月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②について、A社から提出された申立人に係る労働者名簿の退職

解雇欄には、退職日として「昭和 40 年 12 月 29 日」、その事由として「結婚」と記載されていることが確認できる上、当該退職日と厚生年金保険被保険者の資格喪失日は符合している。

また、A社は、「資料が無いため、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、元同僚からは申立人の申立期間②における保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月21日から同年12月21日まで

私の年金記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、私は申立期間にA社を辞めたことはなく、申立期間の前後を通じて同社の店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び申立人から提出された給料明細書により、申立人は申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、申立人が申立期間直後に厚生年金保険の被保険者となっているA社B店は、昭和43年12月21日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、申立期間前後の期間において一緒に勤務していた元同僚は、同日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社B店において被保険者資格を取得していることから、一緒に勤務していた申立人も同様に、同社B店において被保険者資格を取得するまでは、同社において引き続き被保険者資格を有していたと考えることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉国民年金 事案 4546

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から49年6月まで

私は、A社退職後の昭和47年7月に、妻と二人でB区役所C支所へ行ったところ、国民年金に加入しないと今までの年金が取り消されると聞いたので、加入手続を行った。申立期間については、同年1月から同年6月までの二人の保険料は全額まとめて納付し、同年7月以降は毎月600円から700円の二人分を妻が郵便局で納めたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年10月頃、夫婦連番で払い出されているが、国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間の保険料は未納と記録されており、夫婦そろって30か月にわたり、行政側が納付記録の管理を誤ることは考え難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人は、特例納付を行った可能性も申述しているところ、払出日からすると、第2回及び第3回の特例納付は可能であるが、第2回及び第3回の特例納付者が記録された「附則18条納付者リスト」及び「附則4条納付者リスト」を調査したが、当該リストに申立人の国民年金手帳記号番号は見当たらない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から49年6月まで

私は、昭和47年7月に、夫と二人でA区役所B支所へ行ったところ、国民年金に加入しないと今までの年金が取り消されると聞いたので、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、同年1月から同年6月までの二人分は全額まとめて納付し、同年7月以降は毎月600円から700円の二人分を私が郵便局で納めたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年10月頃、夫婦連番で払い出されているが、申立人の夫も申立期間は未納と記録されており、夫婦そろって30か月にわたり、行政側が納付記録の管理を誤ることは考え難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人は、特例納付を行った可能性も申述しているところ、払出日からすると、第2回及び第3回の特例納付は可能であるが、第2回及び第3回の特例納付者が記録された「附則18条納付者リスト」及び「附則4条納付者リスト」を調査したが、当該リストに申立人の国民年金手帳記号番号は見当たらない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4548 (事案 3339 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 56 年 1 月まで

私は、前回の申立てで、意見陳述をしたが認められなかったので、A社B支店(申立期間当時はC支店)に申立期間のマイクロフィルムの納付事実を確認してもらったところ、平成23年11月22日に電話で、「納付記録が見つかった。」との連絡があった。翌々日の同年11月24日に夫が同社B支店副支店長にマイクロフィルムをコピーした資料を見せてもらい、申立期間のうちの一部期間の納付年月日と金額を確認したので、納付したことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間(前回の申立期間は、昭和50年9月から56年1月まで)に係る申立てについては、i) 申立人の所持する年金手帳には、56年2月28日にD市において国民年金に任意加入していることが記載されており、オンライン記録及びD市の保管する被保険者名簿とも一致していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間であること、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成23年3月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を昭和 51 年 1 月から 56 年 1 月までに変更し、申立期間について、「A 社 B 支店が管理するマイクロフィルムに納付記録が確認できた。」として再申立てを行っているため、A 社 B 支店に照会したところ、「昭和 56 年 3 月 26 日付けで国民年金保険料の口座振替の依頼が申立人の夫の口座で受理されたことが確認できるが、口座振替開始以前の申立期間については、マイクロフィルムでは納付記録を確認することはできない。」と回答している。

また、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の被保険者の保険料納付状況を確認したところ、昭和 56 年 2 月又は同年 3 月から納付が開始されていることが確認できる。

さらに、再度、D 市の保管する被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

このほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は無く、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び49年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和49年10月から54年3月まで

申立期間①については、記憶には無いが、その期間の前後と生活環境に特段変化があった訳ではないので、国民年金保険料を納付していたと思う。また、申立期間②については、昭和49年12月にA市からB市に転居し、引き続き同市で私の夫が飲食業を始め、それからしばらくたった50年頃、同市役所の職員が店に訪れたときに、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、後日、それまで保険料が未納であった夫の5年間分と私の分を一緒に、市役所の年金課の窓口で数回に分けて納付した。加入手続以降は、私が夫婦二人の保険料を定期的に納付していたはずである。申立期間①及び②の保険料が未納と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和48年9月上旬頃に行われたものと推認され、この時点を基準にすると、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

しかし、申立人は、「国民年金の加入手続は、B市に転居した後の昭和50年頃に夫婦一緒に行っており、A市で加入手続及び保険料納付をした記憶は無い。」と述べており、当時の加入手続及び申立期間①の保険料納付の状況は不明である。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳においても申立期間①の国民年金保険料は未納でオンライン記録と一致し、当該名簿及び台帳に不自然さは見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和50年頃、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、前述のとおり、申立人の加入手続は48年9月上旬頃に行われたことが推認され、一方、申立人の夫の加入手続は、B市の国民年金被保険者名簿の記載により、54年3月頃に行われたことが推認されることから、夫婦一緒に加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

また、申立人は、住民票において昭和49年12月20日にB市に転入したことが確認できるところ、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿には、A市からB市へ転入した際の国民年金の住所変更手続が54年3月8日に行われた旨記載があることから、当該手続を行うまで、B市は申立人の国民年金保険料を収納することはできず、申立人は申立期間②の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の住所変更手続が行われたと推認される昭和54年3月の時点においては、第3回特例納付が実施されていたが、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、当該特例納付を行った形跡はうかがえない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4550

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から54年3月まで

私たち夫婦は、昭和49年12月にA市からB市に転居し、引き続き同市で飲食業を営んでおり、50年頃、同市役所の職員が店に訪れたときに、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。その際、職員から5年間遡って過去の未納となった国民年金保険料を納付できる制度があることを聞いたので、後日、市役所の年金課の窓口で、私の妻が、その時点において、遡って納付できた45年1月から5年間の保険料を数回に分けて納付した。加入手続以降、妻が夫婦二人の保険料を定期的に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年頃に、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、妻が過去5年間の国民年金保険料を数回に分けて納付し、加入手続以降は、妻が夫婦二人の保険料を定期的に納付したはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年1月26日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、B市の国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、申立人が20歳に到達した38年*月*日（厚生年金保険被保険者記録の追加による平成20年11月20日の訂正前）と記載されているとともに「54.3.8 資格取得」と押印されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、昭和54年3月頃に行われたものと推認され、当該加入手続が行われるまでは、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の妻の加入手続は、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和48年9月上旬頃に行われたものと推認される一方、申立人の加入手続時期は前述のとおりであり、50年頃に夫婦一緒に加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和54年3月の時点においては、第3回特例納付が実施されているところ、加入手続後に過去5年間の保険料を数回に分けて納付したとする申立人の主張を踏まえて、申立期間の保険料は当該特例納付制度を利用して納付した可能性について検証したが、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、38年11月から39年3月までの保険料を55年6月に第3回特例納付により納付した記録は確認できるものの、このほかの期間の保険料を当該特例納付により納付した形跡はうかがえない。

加えて、申立人の妻は、「国民年金の加入手続以降は、夫婦二人の国民年金保険料を定期的に納付していた。」と述べているが、申立人の妻も申立期間のうち昭和49年10月から54年3月までの保険料が未納と記録されている。

その上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4551

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成元年 1 月まで

私は、会社を退社した後の昭和 63 年 12 月頃、自宅に来た国民年金の集金人に勧められたので、国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付した。翌月もその集金人が来たので保険料を納付したのに、申立期間の保険料が納付済みとなっていない。納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金被保険者となった日は「平成 3 年 6 月 16 日」と記載されている上、オンライン記録により、申立人の国民年金の資格取得記録は、社会保険事務所（当時）において平成 3 年 7 月 3 日に処理されていることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は同年 6 月後半に行われたものと推認されることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は「集金人に対して国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったことについては、父母も知っている。」と主張しているが、申立人の父は「集金人がいつ来たかは分からない。」と申述しており、申立人の母は既に亡くなっていることから、申立人の加入手続の時期及び保険料納付の具体的状況は不明である。

さらに、オンライン記録において、申立人の国民年金の第 1 号被保険者としての被保険者期間は平成 3 年 6 月及び同年 7 月であることが確認でき、保険料の納付が必要となるのはこの 2 か月のみであるところ、申立人は、当初、「昭和 63 年 12 月頃に集金人が来たのは 2 回であり、3 回は来ていな

い。平成3年6月及び同年7月の保険料を納付していない。婚姻（平成4年5月*日）前に国民年金保険料を納付したのは申立期間に係る2回（昭和63年12月及び平成元年1月の保険料）だけである。」と具体的に申述していたが、その後申立人の申述内容には変遷がみられることから、申立人の保険料納付に関する記憶は必ずしも明確ではなく、当該申述は、3年6月及び同年7月の保険料納付に係る記憶である可能性を否定できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4552

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から61年12月まで

私の夫は、年金記録では昭和60年6月15日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失したことになるが、同日に資格喪失手続は行っておらず、申立期間は国民年金の加入期間であり、国民年金保険料を納付しているはずなので、申立期間が未加入期間とされていることは納付できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していたとするノートの写しには、昭和58年4月から62年1月まで国民年金に加入していたこと、及び納付の開始時期の記載はないものの61年3月までの国民年金保険料をA市役所B出張所で納付したことがうかがえる記載とともに、昭和60年度の一人分の保険料相当額の記載が確認できる。

しかし、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和60年6月15日に「喪失申出」により国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した記載が確認でき、当該記録はオンライン記録と一致しており、申立期間は国民年金に未加入の期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンライン記録において、当該資格喪失の処理日は同年6月21日となっており、喪失申出後、速やかに処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立期間のうち昭和60年6月の保険料が、「無資格期間納付」を理由に同年8月8日の決議により還付決定され、

同年8月30日に申立人の銀行口座に振り込まれていることが確認できることに加え、上記被保険者名簿にも当該保険料が還付された記載が確認でき、これらの還付記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は既に亡くなっており、申立人の妻は聞き取り調査等を行える状況ではないため、申立期間当時の申立人の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明であり、上記ノートに記載された保険料が納付されたとする期間において、申立人の妻の保険料は納付済みである上、前述の喪失申出及び還付の記録を踏まえると、当該ノートの記載のみから申立期間に係る申立人の保険料が納付されていたとは認め難く、当該ノート以外に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 14 年 4 月に A 社（20 年 4 月 14 日付けで B 社に変更）を設立し、21 年 3 月 31 日に退職するまで継続して勤務したが、同年 3 月が厚生年金保険に未加入となっている。当時の事務担当者によると「C 社会保険事務所（当時）の指示で退職日は 3 月 31 日であるが資格喪失日を前日にするように指導があった。」と言っており、納得できないので厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 年金事務所から提出された平成 21 年 4 月 20 日付けの受付印がある「健康保険厚生年金保険資格喪失届」によると、申立人の被保険者資格喪失年月日は「平成 21 年 3 月 31 日」、備考欄に「3/30 退職確認済」と記載され、申立人及び被扶養者の健康保険被保険者証 2 枚を当該資格喪失届に添付して返納していることが確認できる上、当該資格喪失届に訂正及び修正等の形跡は見当たらない。

また、B 社における厚生年金保険被保険者全 6 人のうち、月末及び月末前日に資格喪失している者が申立人を含めて 5 人いるが、翌月の 1 日で資格喪失している者はおらず、月末及び月末前日に資格喪失している 5 人のうち当該事業所の雇用保険の加入記録が確認できる 3 人について調査したところ、離職日はいずれも月末であることから、月末退職者については、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を退職した月の末日又は末日前日で届出していたことがうかがえる。

さらに、当該事業所の元事業主は、「解散した会社であり、当時の賃金台帳等の資料は不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生

年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私のねんきん定期便の厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社を退職した平成 8 年 3 月が厚生年金保険に未加入の期間になっている。同社に同年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録では、申立人のA社における離職日は、平成 8 年 3 月 31 日となっており、申立人が申立期間も同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B市役所から提出された申立人の平成 9 年度(8年分給与所得)所得照会回答書に記載された社会保険料控除額は、A社における厚生年金保険被保険者期間の 8 年 1 月及び同年 2 月のオンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料と申立人が同年 5 月 1 日に被保険者資格を取得しているC社から提出された同年の給与支払証明書の社会保険料との合計額に概ね一致する。

また、A社の当時の事務担当者は、「給与の締切日は毎月 20 日、給与支払日は当月 25 日であり、保険料については翌月控除していたので、平成 8 年 3 月 25 日支払の給与からは同年 2 月分を控除した。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る同年 3 月分は控除されていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月 1 日から 32 年頃まで
② 昭和 32 年頃から 34 年 6 月 20 日まで

私は、昭和 30 年 1 月 1 日から 32 年頃まで A 店に勤務し、B 社 C 工場の構内で、原材料を運ぶ仕事をしていたが、日本年金機構の記録では同店に勤務していたときの厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、同店を退職した後、32 年頃から 34 年 8 月 25 日まで D 社（現在は、E 社）に転職し、配達をしていたが、被保険者記録が同年 6 月 20 日から同年 8 月 25 日までと記録されている。申立期間①及び②の被保険者記録が無いことに納得がいかないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、元同僚の供述及び申立人の具体的な供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 店は昭和 31 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち昭和 30 年 1 月 1 日から 31 年 6 月 30 日までの期間については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、A 店は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 店で社会保険事務を担当していた元同僚は、「厚生年金保険は、本人の希望により加入させていた。」と供述しているところ、申立人が挙げた同年齢の複数の元同僚の氏名及び別の元同僚が挙げた申立人と同世代の複数の元同僚の氏名は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には見当たらない。

加えて、上記被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、E社は、「当時の資料は一切残っていないので、申立人がいつから勤務していたか、厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかは確認できない。」と回答している。

また、申立期間②当時の社会保険事務担当者は既に死亡しているため、厚生年金保険の事務関係について確認できない上、連絡先の判明した元同僚3人は、「申立人の氏名は覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、D社において、昭和34年6月27日に払い出されたものであり、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日と符合することが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月
② 平成 18 年 8 月
③ 平成 18 年 12 月
④ 平成 19 年 8 月
⑤ 平成 19 年 12 月

私の夫が、A社に勤務していた期間に支給された申立期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の申立期間に係る賃金台帳を提出し、申立人の申立期間に係る賞与を支給していない旨回答している。

また、B銀行C支店から提出された申立人に係る「預金取引明細表」において、A社からの給与の振込みは確認できるものの、申立期間に係る賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月23日から39年4月12日まで
私の厚生年金保険の被保険者記録のうち、A社B支店に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたと記録されているが、脱退手当金を受け取った覚えがないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社B支店に係る脱退手当金の支給日は、昭和39年7月29日となっているところ、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の申立人の欄には、「昭和39年4月*日氏名変更1684」の記載があり、同年4月*日付で婚姻後の姓に氏名変更されていることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えられる。

また、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、上記のとおり、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年4月12日）から約3か月半後の同年7月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後各50ページを調べたところ、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失している女性の脱退手当金の受給資格者は34人（申立人を除く。）おり、そのうち脱退手当金を受給しているのは20人確認できるところ、申立期間当時、当該事業所で社会保険の手続を担当していた元従業員は、「昭和39年当時、退職する女子従業員に脱退手当金の説明を行っていた。脱退手当金の代理請求については、依頼があった場合に行っていた。」と供述していることから、当該事業所において、脱退手当金の代理請求を行っていた状況がうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から33年3月1日まで

私は、昭和29年1月から33年2月末まで、A市B町にあったC事業所に勤務していたので、この期間の厚生年金保険加入記録が欠落していることに納得できない。調査の上、厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していたと主張するC事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから聞き取り調査ができず、申立人の勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5337 (事案 3364 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで

私が提出したA社(現在は、B社)の従業員票の「本俸」に記載のとおり、申立期間の給与が減額されたことは無かったが、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間の標準報酬月額が直前の期間に比べ、低額となっており納得できない。

なお、最近になって、申立期間の前の期間(昭和 35 年 5 月～同年 7 月)に係る標準報酬月額について、年金事務所の調査によって誤りが訂正されたこともあり、申立期間の標準報酬月額も誤りの可能性が考えられるので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、「給与は、本俸と資格給の合計額であった。」と供述しているところ、申立人から提出された従業員票には、申立期間における資格給は記載されておらず、資格給を含めた申立人の給与支給総額を確認することはできないこと、ii) C社(当時)は、「申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないこと、iii) A社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 23 年 4 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているが、前回調査に加え、A社D支店において昭和 35 年 9 月 1 日から 36

年6月1日までの間に転勤により厚生年金保険被保険者の資格を取得した者7人（申立人を除く。）について、同支店と転勤前の事業所における標準報酬月額を比較したところ、5人は標準報酬月額が減少していることが確認でき、申立人のみが不自然な取扱いとなっている状況は認められなかった。

また、申立人は、「申立期間の前の期間（昭和35年5月から同年7月まで）に係る標準報酬月額について誤りが訂正されたので、申立期間の標準報酬月額も誤りの可能性が考えられる。」と主張しているが、当該期間については、A社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によりオンライン記録が訂正されたもので、申立期間については、A社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録は一致している。

このほかに、申立人から申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができる新たな資料等の提出や周辺事情も無く、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。